（託送供給に係る協議に関する裁定の申請）

**第三十五条**　法第二十五条第二項の裁定を申請しようとする者は、様式第二十八の裁定申請書に協議の経過に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（消費税等相当額の表示に係る手続の特例）

**第三十六条**　第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十七条、第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であって、消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（賦課金額に係る手続の特例）

**第三十七条**　第二十七条、第二十八条、第三十一条及び第三十二条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であって、再エネ特措法第十六条第一項に規定する賦課金の額（以下「賦課金額」という。）又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、賦課金額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電圧及び周波数の値）

**第三十八条**　法第二十六条第一項（法第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の経済産業省令で定める電圧の値は、その電気を供給する場所において次の表の上欄に掲げる標準電圧に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 標準電圧 | 維持すべき値 |
|---|---|
| 百ボルト | 百一ボルトの上下六ボルトを超えない値 |
| 二百ボルト | 二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値 |

2　法第二十六条第一項の経済産業省令で定める周波数の値は、その者が供給する電気の標準周波数に等しい値とする。

（電圧及び周波数の測定方法等）

**第三十九条**　法第二十六条第三項（法第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の経済産業省令で定める電圧の測定方法は、次に掲げるものとする。

一　測定は、別に告示するところにより選定した測定箇所において行うこと。

二　測定は、測定箇所ごとに、毎年、供給区域又は供給地点を管轄する経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む。）が指定する期間において一回、連続して二十四時間行うこと。

三　同一の発電所又は変電所の引出しに係る配電線路に属する測定箇所における測定は、同一の日時において行うこと。

四　測定は、記録計器を使用して行うこと。

2　法第二十六条第三項の経済産業省令で定める周波数の測定方法は、電力系統ごとに、記録計器を使用して常時測定するものとする。

3　法第二十六条第三項の経済産業省令で定める記録方法は、次のとおりとする。

一　電圧の測定の結果については、測定箇所ごとに次の事項を記録すること。

イ　標準電圧

ロ　測定箇所が属する配電線路の引出しに係る発電所又は変電所の名称及び当該測定箇所に係る高圧配電線路の名称

ハ　測定年月日

ニ　測定電圧の三十分平均最大値及び三十分平均最小値並びにそれぞれの発生時

ホ　測定計器の型式及び番号

ヘ　測定者の氏名

二　周波数の測定の結果については、電力系統ごとに次の事項を記録すること。

イ　標準周波数

ロ　測定周波数の日最大値及び日最小値並びに月間積算周波数偏差

ハ　測定計器の型式及び番号

ニ　測定者の氏名

三　測定の結果の記録は、三年間保存すること。

（電磁的方法による保存）

**第四十条**　法第二十六条第三項に規定する測定の結果の記録は、前条第三項に規定する記録方法により、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

## 第三節　送電事業

（送電事業の許可申請）

**第四十一条**　法第二十七条の五第一項の申請書は、様式第二十九によるものとする。

2　法第二十七条の五第二項の事業計画書は、様式第二によるものとする。

3　法第二十七条の五第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度について、様式第三により作成するものとする。

4　法第二十七条の五第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　送電事業の用に供する電気工作物の概要

二　送電関係一覧図

三　送電事業の用に供する変電所の主要設備の配置図

四　一般送配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行うことを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

五　主たる技術者の履歴書

六　様式第三十の送電事業遂行体制説明書

七　申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

八　申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

九　申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が送電事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

十　申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

5　経済産業大臣は、法第二十七条の四の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（送電事業者の振替供給の範囲）

**第四十二条**　法第二十七条の十一第一項の経済産業省令で定める振替供給に係る契約の要件は、次に掲げるものとする。

一　小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であって、十年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が千キロワットを超えるものであることを約するもの